507707694 01/23/2023 PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1 Stylesheet Version v1.2 EPAS ID: PAT7754838

SUBMISSION TYPE:		NEW ASSIGNMENT				
NATURE OF CONVEYANCE:		CHANGE OF ADDRESS	CHANGE OF ADDRESS			
CONVEYING PARTY	ΔΤΑ					
		Name		Execution Date		
DEXERIALS CORPOR	ATION			09/01/2022		
RECEIVING PARTY D	ΑΤΑ					
Name:	DEXERIAL	S CORPORATION				
Street Address:	1724 SHIN	OTSUBOYAMA, SHIMOTSUKE	E-SHI			
City:	TOCHIGI					
State/Country:	JAPAN					
Postal Code:	323-0194					
	0 T - 1 - 1 - 1					
PROPERTY NUMBER		Number				
Patent Number:		1598				
Patent Number:		12125				
Patent Number:		83148				
	I					
CORRESPONDENCE		2222 224 5				
Fax Number:	•	3)739-2815 e e-mail address first; if that is	unsurrass	ful it will be sent		
		that is unsuccessful, it will be				
Email:		ordals@clarivate.com				
Correspondent Name		A GLOBAL LIMITED				
Address Line 1:		ERATION HOUSE				
Address Line 2:	-	STLE STREET				
Address Line 4:	SI	HELIER, JERSEY JE1 1BL				
NAME OF SUBMITTER		HELEN BIRRELL				
SIGNATURE:		/IPR/IPR/MM/NGBDexerialsCP2022204/CA3PT/				
DATE SIGNED:		01/23/2023				
Total Attachments: 22						
source=Supporting Docu						
source=Supporting Docu						
source=Supporting Docu						
source=Supporting Docu						
source=Supporting Docu	iments#page5	5.tit				

source=Supporting Documents#page6.tif source=Supporting Documents#page7.tif source=Supporting Documents#page8.tif source=Supporting Documents#page9.tif source=Supporting Documents#page10.tif source=Supporting Documents#page11.tif source=Supporting Documents#page12.tif source=Supporting Documents#page13.tif source=Supporting Documents#page14.tif source=Supporting Documents#page15.tif source=Supporting Documents#page16.tif source=Supporting Documents#page17.tif source=Supporting Documents#page18.tif source=Supporting Documents#page19.tif source=Supporting Documents#page20.tif source=Supporting Documents#page21.tif source=Supporting Documents#page22.tif

Declaration by The Translator

I, Satoshi Harada, declare and state:

THAT I am a citizen of Japan presently employed at NGB Corporation, having place of business at 1-7-13, Nishi-Shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan;

THAT I understand Japanese and English languages and that the attached document in English is a true partial translation made by me of the official documents enclosed.

I declare further that all statement made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under section 1001 of Title 18 the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of application or any IP right issuing thereon.

Date:

10th January 2023

.....

Norales Congram

Naoko Kuwayama

(Partial Translation)

Certificate of Full registry records

Address: 1724 Shimotsuboyama, Shimotsuke-shi, Tochigi, Japan

Company name: Dexerials Corporation

Corporate number	0100-01-147620	
Corporate Name	Dexerials Corporation	
Haad Office	1724 Chinatanharana Chinatanha shi Tashiri	Set on September 1, 2022
Head Office	1724 Shimotsuboyama, Shimotsuke-shi, Tochigi	Registered on September 12, 2022

(translation omitted)

Address: 1724 Shimotsuboyama, Shimotsuke-shi, Tochigi, Japan

Company name: Dexerials Corporation

Matters concerning	Relocation of head office from 1-11-2 Osaki, Shina-gawa-ku Tokyo on July 1,2021
register records	Registered on July 13, 2021

(blank)

This is to certify that the contents described above are full matters registered in the commercial registry, which are not closed.

November 16, 2022

Utsunomiya District Legal Affairs Bureau Registrar,

Takanori Kobayashi (Seal)

Serial Number A205160 *matters underlined are cancelled

20/20

履歷事項全部証明書

栃木県下野市下坪山1724番地 デクセリアルズ株式会社

商号	デクセリアルズ株式会社
本店	栃木県下野市下坪山1724番地
電子提供措置に関	
する規定	考慮類等の内容である情報について、電子提供
公告をする方法	電子公告の方法により行う。
	http://www.dexerials. jp/
	当会社の公告は、電子公告による公告をするこ
	とかできない事故その他のやむを得ない事由が
	生じたときには、日本経済新聞に掲載してする。
会社成立の年月日	平成24年6月20日
目的	(1) 化学工業製品、毒物、劇物および原材料の製造、販売
	 (2)金属工業製品および窯業製品の製造、販売 (3)磁気製品、部品および原材料の製造、販売
	(3) 磁気設置、電気機械器具、部品および原材料の製造、販売
	(5) 高純度金属・化合物を用いた真空蒸着材料、薄膜形成用原材料の製造
	販売 (6) 化学的気相薄膜成長法および薄膜除去・食刻用の高純度ガスの製造。
	販売
	(7) 薄膜形成装置、負空蒸着機、化学的気相薄膜形成装置および薄膜除去 を対せ思った。
	食刻装置の製造、販売 (8)光学、音響、精密機械器具、部品および原材料の製造、販売
	(9)熱転写記録材、光技術を用いた記録材、部品および原材料の製造、販
	売 (10) 電極材料および電池部品の製造、販売
	(11)自動車および軽車両用部品の製造、販売
	(12) 医薬品、医療機械器具、医療補助器具、化粧品および各種染料の製造 (12)
	版売 (13)紙・木工品、日用雑貨品、文房具、運動用品、楽器、玩具および釣具
	の製造、販売
	(14) 植物、園芸品、薬用・食用菌類の生産、販売 (15) 録音・録画テープおよびコンピュータその他のソフトウェアの企画、
	(13)録音・録画ノーノねよびコノヒュータモの他のノットリエノの企画、 制作、販売
	(16) 不動産の売買、賃貸
	(17)前各号に附帯または関連する加工、工事、購買、輸出入、割賦販売 (18)前各号の事業への投資および融資
	(19)前各号に附帯または関連する一切の業務

単元株式数	100株	
発行可能株式総数	主意株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行適株式の総数 <u>6434万6700株</u>	
	発行済株式の総数	令和 3年 8月31日変更
	<u>6437万9000株</u>	令和 3年 9月 7日登記
	発行済株式の総数	令和 3年 9月30日変更
	<u>6438万4000株</u>	令和 3年10月 6日發記
-	発行済株式の総数	合和 3年11月30日要要
	<u>6438万8400株</u>	令和 3年12月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>6442万8400株</u>	令和 3年12月31日変更
		今和 4年 1月11日登記
	発行済株式の総数	令和 4年 1月31日変更
	<u>6444万600株</u>	令和 4年 2月 4日登記
	発行済株式の総数	令和 4年 2月28日変更
	<u>6448万1200株</u>	令和 4年 3月 8日登記
-	発行済株式の総数	令和 4年 3月31日変更
	6449万3400株	令和 4年 4月 8日登記
	発行済株式の総数	合和 4年 4月30日変更
	<u>6450万3400株</u>	令和 4年 5月11日登記
-	発行諸株式の総数	令和 4年 5月31日変更
	<u>6450万9400株</u>	令和 4年 6月10日登記
la l	発行済株式の総数	令和 4年 6月30日変更
	<u>6451万9400株</u>	令和 4年 7月11日登記

整理番号 ア205160 * 下線のあるものは非済事項

資本

	発行済株式の総数 6452万2000株	令和 4年 7月31日変更
		令和 4年 8月 4日登記
	発行済株式の総数 6452万8000株	令和 4年 8月31日変更
		令和 4年 9月12日登記
	発行済株式の総数 6453万9000株	令和 4年 9月30日変更
		令和 4年10月 7日登記
金の額	金1610家2654万1803円	
	金161億3590万8803円	令和 3年 8月31日変更
		令和 3年 9月 7日登記
	金161億3735万8803円	令和 3年 9月30日変更
		令和 3年10月 6日登記
	金161億3859万4803円	令和 3年11月30日変更
		合和 3年12月 8日登記
	金161億5019万4803円	令和 3年12月31日変更
		令和 4年 1月11日登記
	金161億5373万2803円	令和 4年 1月31日変更
		令和 4年 2月 4日登記
	金161億6680万6803円	令和 4年 2月28日変更
		令和 4年 3月 8日登記
	<u> </u>	令和 4年 3月31日変更
		合和 4年 4月 8日登記
	金161億7324万4803円	合和 4年 4月30日変更
		合和 4年 5月11日登記
	金161億7576万4803円	合和 4年 5月31日変更
		令和 4年 6月10日登記

整理番号 ア205160 * 下線のあるものは抹滑等項

PATENT REEL: 062459 FRAME: 0268

2 m m

	<u> 金161億7866万4803円</u>	令和 4年 6月30日変更
		令和 4年 7月11日登記
	<u> 金161億7941万8803円</u>	令和 4年 7月31日変更
		令和 4年 8月 4日登記
•	金161億8115万8803円	令和 4年 8月31日変更
		令和 4年 9月12日登記
	金161億8434万8803円	令和 4年 9月30日変更
		令和 4年10月 7日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行話	Ni ana
役員に関する事項	取締役 換 倉 隆	令和 3年 6月18日重任
	(社外取締役)	
	収締役 樹 倉 隆	合和 4年 6月17日重任
	(社外取締役)	令和 4年 6月29日登記
	取締役 新家由人	令和 3年 6月18日重任
	取締役 新家由久	令和 4年 6月17日運任
	取締役 新家由久	
	取締役 新家由久 取締役 佐竹俊哉	 令和 4年 6月17日運任 令和 4年 6月29日登記 令和 3年 6月18日重任
		令和 4年 6月29日登記。
		令和 4年 6月29日登記

整理番号 ア205160 * 下線のあるものは沫得事項 ***

. PATENT REEL: 062459 FRAME: 0269

		令和 3年 6月18日就在
	(社外取締役)	
	取締役 田 🗆 聡	令和 4年 6月17日重f
	(社外取締役)	令和 4年 6月29日登記
	取締役・監査等 佐 藤 り か 委員	令和 3年 6月18日就自
	(社外取締役)	
F	取締役·監査等 桑 山 昌 宏 委員	今和 3年 6月18日就任
-	取締役・監査等 加 賀 谷 哲 之 委員	令和 3年 6月18日就任
	(社外取締役)	
-	栃木県宇都宮市宝木本町1816番地30 代表取締役 新 家 由 久	令和 3年 6月18日重任
	栃木県字都宮市宝木本町1816番地30 代表取締役 新家由久	令和 4年 6月17日重6
-		令和 4年 6月29日登ま
	<u>東京都板橋区成増二丁目37番2-807号</u> 代表取締役 佐竹俊哉	令和 3年 6月18日重任
	東京都板橋区成增二丁目37番2-807号	令和 4年 6月17日重任
	代表取締役 佐竹 俊 哉	令和 4年 6月29日登詞
-	<u>会計監査人</u> <u>PwCあらた有限責任監査</u> 人	<u>去</u> 令和 3年 6月18日重任
	会計監査人 PwCあらた有限責任監査: 人	去 令和 4年 6月17日重任
		令和 4年 6月29日登記
業務執行取締役 の会社に対する 任の制限に関す 規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定に。 であるものを除く。)との間に、任務を怠った する契約を締結することができる。但し、当該 法令が規定する額とする。	こことによる損害賠償責任を限定。

整理番号 ア205160 * 下線のあるものは抹消事項

PATENT REEL: 062459 FRAME: 0270

. .

.....

新	株子約權	第1回新株予約権
		新株予約権の数
		新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式1000株
		本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す
		る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己
		株式の移転を「交付」という。) する株式(以下「割当株式数」という。)
		は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割。
		(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式
		に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株
		式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却
		され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする、調整後 割当株式数を適用する日については、「新株予約権の行使に際して出資され
		る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。
		調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率
		なお、本新株子約権を行使した本新株子約権者に交付する株式の数に1株
		に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の創当日以降に、当社を吸収合
		第二十二人にためる場合以外にも、平利林子の推び部当日以内に、当社を以来合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は
		当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の
		調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え
		ろ方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。
		募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
		新株子約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
		(1) 本新株子約権の行便に際して出資される財産は金銭とし、その細額は、
		行使価額(下記(2)に定義される。)に割当株式数を乗じた価額と
		 する(1円未満の端数は切り上げるものとする。)。 (2)本新株子約権を行使することにより交付を受けることができる株式1
		<u> 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)</u> は、
		500円(下記(3)の調整に服する。)とする。
		<u>(3) 行使価額の調整</u>
		(a) 本新株予約権の割当日以降に、当社が普通株式につき、次の(b) 又は(c)を行う場合、行使価額を次の(b)又は(c)にそれ
		し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
		(b)当社が普通株式の分割又は併合を行う場合
		調整後行使価額=調整前行使価額÷分割・併合の比率 調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日の翌日(当該基準)
		国家後行民間額は、株式の方割に広び営業中の第二(三辺営業) 日を定めないときは、その効力が生ずる日)以降又は株式の併合
		の効力が生ずる日以降、これを適用する。
		(c) 当社が時価を下回る価額で株式の交付を行う場合(当社普通株式
		の交付を請求できる新株子約権(新株子約権付社債に付されたも
		のを含む。)の行使その他当社普通株式に転換される証券若しく は転換できる証券の転換による場合を除く。)
		<u>は私操くとな証がい私操による後日を除く。)</u> 交付 1株
		<u>普通 当たりの</u>
		既発行 株式数 × 払込金額
		<u> </u>

		株式数	(<u>時価</u>
	<u> 調整後 調料</u> 一 初整	<u>餐前</u> 〒使 ×		
	価額(mai RÂ	行普通株式数 +	
				、その時点における調 通株式が日本国内の取
	, t	川所金融商品市場に	上場された場合、	「時価」とは、調整後
				<u>引日目に始まる30</u> 取 い日数を除く。)の当
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	*****		引所が複数ある場合に
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			間の当社普通株式の売 所をいう。)における
				(気配表示を含む。)
		<u>7半時間とする。ま</u> 行場に上場された場		が日本国外の証券取引 、上記の方法に相当す
				法とする。)で算出さ
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			円以外で表示されると の株式会社三菱東京U
				(TTB)の換算レー
	•••	、で円換算する。こ 82位まで真出し、		計算は、円位未満小数 上げる。
	<u>(ii)</u>			通株式数は、当社の発
		- <u>行済普通株式総数</u> - 己株式数を控除し		る普通株式にかかる自
	<u>(i i</u>			什の払込期日(払込期
				期間の末日)の翌日以 日の翌日以降)、これ
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	を適用する。		
		<u>こ</u> 定める場合以外に 双合併存続会社とす		<u>の割当日以降に、当社</u> を吸収分割承継会社と
				会社とする株式交換を
				するやむを得ない事由 方法により合理的な範
	田内市	で行使価額の調整を	行うものとする。	
	 新株子約権を行使。 本新株子約権の 		*****	を経過した日から本新
	株子約権の割当に	こ係る株主総会決議	の日後10年を経	過する日(同日が当社
	の営業日でない。 新株子約権の行使の	場合には、その直前 51条件	の営業日)までと	<u>43.</u>
	(1) 本新株予約	5権は、次のいずれ		使することができる。
			*********	市場又は日本国外の証 上場日から1年が経過
	Lte	8 台		
		*************	*******************	当社普通株式の全てを 担保権の実行に伴う譲
	渡を含	きむ。) した場合		
			*******	本新株予約権者が、当 業員の地位を失った場
				<u>*育い地位を入りた場</u> 、ただし、任期満了に
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		***************************************	らのいずれの地位も失 ら3年を経過していな
<u>整理番号</u> ア205	i160 ∗ F&	のあるものは抹消。	象项	
<u></u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			PATENT 62459 FRAME: 0

REEL: 062459 FRAME: 0272

.....

								100
	4年	6月301	日変更	令和	4 年	7月1	1 E	۶£
358268				er er er	с. т	~	4- 194	(مديم.
<u>3682個</u> 合和	4年	4月30日	日変重	令和	4年	5月1	រគ	<u> </u>
合和 2603個	4年	3月311	日変更	令和	4年	4月	8日	薆
<u>3782個</u>		نى ي						
分和	4年	2月281	日変更	令和	4年	3月	8日)
令和 3904個	4年	1月311	nææ	令和	4年	2月	4 H	.TE.
4210個	× +	1 13 0 1 1	हर्न सोद स्ट	Arm	x 15.	റ ឆ	4 ***	7 %
今和	3年1	2月311	日変更	令和	4年	1月1	1 🗄	:
4332個	J *†* 1	1 /2 3 () 1	wæx.	13 1 .11	-9-4-1 -	ж <i>х</i> Т	υu	æ.
<u>4732個</u> 令和	2 के ट 1	1月30日	വതംല	令和	3年1	<u>о в</u>	8 H	<u>zx</u>
令和	3年	9月30	日変更	令和	3年1	0月	6 H	登
4766(B)	**h.	97791)	₩ X. X.	(1.)]:t4	4.*T*	., ,,,	<i>т</i> Ц	. ?.
<u>4816個</u> 合和	2年	8831	日変更	⇔≉⊓	3 年	qΠ	7 13	74
<u>5139[8</u>								
新株子約権の数								
32回新株子約権								
				97AU	3年1	2月	8 H	Ŕ
令和3年11月30日	新株予約4	権全部行	更 更	1.50	a	a ri	n	1010
<u>は、当社取締役会の</u> する。	実識によ	り、その1	収得する本	新株子	約権を	正める	<u> 60</u>	<u></u>
慣にて取得すること								
当社は、当社取締役						Xit-	部を	潕
使は妨げられ 会社が新株子約権を取		しったつみ	ス攻出死7	en an	S. 14.			
うち未行使の	ものが存る							
<u>の1を超える</u> し、当該暦年								
<u>が、本新株子</u> の1 た 秋 き き								2000
除き、本新株	予約權者(は、行使	する本新株	子約権	の1暦	年間の	合計	敪
<u>あった場合は</u> (5)上記(1)の			and the second) (b) (23)	※す ス	提合	*
予約権を行使	ليعمد والمتحد والمتحد والمتحد والمراجع			、当社	の取締	役会の	承認	<u>, z</u>) s
(4) 上記 (1) の	定めにかり	かわらず、	*********			****	****	
<u>法人、組</u> 前に得た	*****	****	いた場合	通信の	公[[1](C	よ合準	ati E	<u>.</u>
<u>(c) 当社又は</u>								
締役会が								
(a) 禁錮以上 (b) 不正行為				は懈怠	がかっ	≠	述の	HV
	an and the land	-1 - 1	us 7.					
れかに該当し								
								- 200
<u>は、この限り</u> (3) 上記(1)の			本新株子	彩織家	(± »r	(1)或d	0761	-4-

PATENT REEL: 062459 FRAME: 0273

3556個 令和 4年 7月31日変更 令和 4年 8月 4日登記 3496個 令和 4年 8月31日変更 令和 4年 9月12日登記 338618 令和 4年 9月30日変更 令和 4年10月 7日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 51万3900株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその奠定方法」(3)(b)の規定を準用する。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率 なお、本新株子約権を行使した本新株子約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他創当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 普通株式48万1600株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む、以下同じ、)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする、調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(h)の規定を準用する。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率 なお、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株子約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合。その他割当株式数の 調整を必要とするやわを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 令和 3年 8月31日愛更 合和 3年 9月 7日登記 普通株式47万6600株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 整理番号 ア205160 * 下線のあるものは抹消寒項 PATENT

株式の移転を「交付」という。) する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。) とする。 ただし、割当株式数は、本新株予約権の割当日以降、当社普適株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株予約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、清却 され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率

なお、本新株子約権を行使した本新株子約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記に定める場合以外にも、本新株子約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合。その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする、

合和 3年 9月30日変更 合和 3年10月 6日登記 普通株式47万3200株

本新株子約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。

ただし、割当株式数は、本新株予約権の割当日以降。当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株予約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする、調整後 割当株式数を適用する日については、「新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率

なお、本新株子約権を行使した本新株子約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記に定める場合以外にも、本新株子約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合。その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。

令和 3年11月30日変更 今和 3年12月 8日登記
 普通株式43万3200株

本新株子約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。

ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降。当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。

整理番号 ア205160

干線のあるものは排消券項

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率 なお、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 令和 3年12月31日変更 令和 4年 1月11日登記 普通株式42万1000株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す。 る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む、以下同じ、)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。 調整後割当株式数=調整前割当株式数メ分割・併合の比率 なお、本新株手約権を行使した本新株手約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株子約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 令和 4年 1月31日変更 令和 4年 2月 4日登記 普通株式39万400株 本新株子約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。) する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ、)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株予約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する目については、「新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率 なお、本新株子約権を行使した本新株子約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 8日登記 整理番号 7205160 下線のあるものは抹消寒項 PATENT

> 普通株式37万8200株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む、以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率 なお、本新株子約権を行使した本新株子約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 4月 8日登記 普通株式36万8200株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む、以下同じ、)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株予約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。 調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率 なお、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 上記に定める場合以外にも、本新株手約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 令和 4年 4月30日変更 一令和 4年 5月11日登記 普通株式35万8200株 本新株子約権
> 個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株予約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ、)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株

> > 式数に本新株子約權(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却

整理番号 ア205160 * 下線のあるものは抹肉事項

整理番号 ア205	160 * 下線のあるものは抹消薬項	PATENT
<u>.</u>	当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行	子う場合、その他割当株式数の
	併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割	承継会社とする吸収分割、又は
	上記に定める場合以外にも、本新株子約権の	
	に満たない端数がある場合は、これを切り捨て	
	なお、本新株予約権を行使した本新株予約	
	<u>3 前産の間間×はその外先力は」(3)(6)</u> 調整後割当株式数=調整前割当株式数×1	
	高国体式数を適用する日については、一個体 る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)	
	され又は消滅した本新株予約権を除く。)の 割当株式数を適用する日については、「新株	
	式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適)	
	に従って調整され、本新株予約権の目的であ 予約にする性を10歳(10歳を割まれまた)	
	(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は(*******
	ただし、割当株式数は、本新株子約権の割	
	は、当社普通株式100株(以下の調整に服	
	株式の移転を「交付」という。)する株式(」	
	る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこ)	
	本新株子約権1個の行使により新たに発行	又はこれに代えて当社の保有す
	普通株式34万9600株	
		<u>病産を目りものとする。</u> 令和 4年 8月 4日登記
	調整を必要とするやむを得ない事由が生じた。 る方法により合理的な範囲内で割当株式数の計	
	当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行	
	併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割	
	上記に定める場合以外にも、木新株子約権(
	に満たない端数がある場合は、これを切り捨つ	Determine the deside of the second of the determines of the back determines of the second se second second sec
	たお、本新株子約権を行使した本新株子約株	<u>養者に交付する株</u> 式の数に1株
	調整後割当株式数三調整前割当株式数×1	
	る財産の価額又はその算定方法」(3)(h)	
	241×は消滅した本科林丁約権を除く。 24 割当株式数を適用する目については、「新株。	
	式数に本新株予約権(調整後割当株式数を適) され又は消滅した本新株予約権を除く。)の	
	に従って調整され、本新株子約権の目的であ 予約にナギザス的た(調整後期止供すれた)の	
	(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は(
	ただし、割当株式数は、本新株予約権の割	
	は、当社普通株式100株(以下の調整に服	
	株式の移転を「交付」という。) する株式(
	る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこ)	れに代わる当社の保有する自己
	本新株子約権1個の行使により新たに発行。	又はこれに代えて当社の保有す
	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	алам ттт //2.1.1.1.1932.pU
	る方法により合理的な範囲内で割当株式数の 令和 4年 6月30日変更	<u>周盤を行うものとする。</u> 令和 4年 7月11日登記
	調整を必要とするやむを得ない事由が生じた ス古社に上り合理的た範囲内で知当株学教の3	
	当社を株式交換完全親会社とする株式交換を	
	併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割	
	上記に定める場合以外にも、本新株予約権の	
	に満たない端数がある場合は、これを切り捨て	(ठ.
	なお、本新株予約権を行使した本新株予約	
	調整後割当株式数=調整前割当株式数×1	
	る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)	77) FEI 112 52 DE LU 77 25
	割当株式数を適用する日については、「新株	



整理番号 ア205160 🛛 * 下線の

下線のあるものは抹消激項 PATENT



こして、同盤され、本初休了約権の目的とのる休気の総数は、両盤後割当株 式数に本新株予約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、満知 され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株予約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。
株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。 ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ、)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
500個 400個 令和 4年 2月28日変更 合和 4年 3月 8日登記 340個 令和 4年 5月31日変更 合和 4年 6月10日登記
 2 2 2 3 - 第3回新株予約権 新株予約権の数
会社が新株子約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株子約権の全部又は一部を 無償にて取得することができる。なお、本新株子約権の一部を取得する場合 には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるもの とする。
が、本新株手約権者に対して割り当てられる本新株手約権の数の3分 の1を超えることとなる本新株子約権の行使をしてはならない。ただ し、当該暦年間の前年までに本号に従って行使可能な本新株子約権の うち未行使のものが存在する場合は、当該未行使の本新株予約権の行 使は妨げられない。
予約権を行使することはできない。ただし、当社の取締役会の承認が あった場合は、この限りではない。 (5)上記(1)の定めにかかわらず、上記(1)(b)に該当する場合を 除き、本新株予約権者は、行使する本新株予約権の1暦年間の合計数
 (c)当社又は当社の子会社の事業と実質的に競業する事業を営む会社、 法人、組合等の役職員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。) (4)上記(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者の相続人は、本新株
い。 (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合 (b) 不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があったと当社の取 締役会が判断した場合
いとき、又は当社の取締役会の決議により別途行使が認められた場合 は、この限りではない。 (3)上記(1)の定めにかかわらず、本新株子約権者は、次の事由のいず れかに該当した場合は、その後本新株子約権を行使することはできな

REEL: 062459 FRAME: 0281

> 上記に定める場合以外にも、本新株子約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない専由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。 普通株式 4万株

> 本新株子約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す を自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。

> ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降、当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出数され る財産の価額又はその算定方法)(3)(b)の規定を準用する。

> 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率 なお、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

> 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。

令和 4年 2月28日変更 令和 4年 3月 8日登記 普通株式3万4000株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有す る自己株式を移転(以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己 株式の移転を「交付」という。)する株式(以下「割当株式数」という。) は、当社普通株式100株(以下の調整に服する。)とする。

ただし、割当株式数は、本新株子約権の割当日以降,当社普通株式の分割 (株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式 に従って調整され、本新株子約権の目的である株式の総数は、調整後割当株 式数に本新株子約権(調整後割当株式数を適用する日までに行使され、消却 され又は消滅した本新株子約権を除く。)の総数を乗じた数とする。調整後 割当株式数を適用する日については、「新株子約権の行使に際して出資され る財産の価額又はその算定方法」(3)(b)の規定を準用する。

調整後割当株式数=調整前割当株式数×分割・併合の比率。

なお、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記に定める場合以外にも、本新株子約権の割当日以降に、当社を吸収合 併存統会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は 当社を株式交換完金親会社とする株式交換を行う場合、その他割当株式数の 調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、適当と考え る方法により合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。

令和 4年 5月31日変更 令和 4年 6月10日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

整理番号 ア205160 🔹 下線のあるものは津滑等項

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法。 (1)本新株手約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、 行使価額(下記(2)に定義される。)に割当株式数を乗じた価額と する(1円未満の端数は切り上げるものとする。)。 (2)本新株子約権を行使することにより交付を受けることができる株式1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、 840円(下記(3)の調整に服する。)とする。 (3)行使価額の調整 (a) 本新株予約権の割当日以降に、当社が当社普通株式につき、次の (b)又は(c)を行う場合、行使価額を次の(b)又は(c)に それぞれ定める寛式(以下「行使価額調整式」という。)により調 整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 (b) 当社が普通株式の分割又は併合を行う場合。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分類・併合の比率 調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日の翌日(当該基準日を 定めないときは、その効力が生ずる日)以降又は株式の併合の効力 が生ずる日以降、これを適用する。 (c) 当社が時価を下回る価額で株式の交付を行う場合(当社普通株式の 交付を請求できる新株子約権(新株子約権付社債に付されたものを 含む。)の行使その他当社普通株式に転換される証券若しくは転換 できる証券の転換による場合を除く。) 变付. 1株当たり ※ の払込金額 普通 既絕行 株式数 警戒 調整後 調整前 株式数 時価 × 行使 = 行使 価額 価額 既発行普通株式数 + 交付普通株式数 (i) 行使価額調整式で使用する「時価」は、その時点における調整前 行使価額とする。ただし、当社普通株式が日本国内の取引所金融 商品市場に上場された場合、「時価」とは、調整後行使価額を適 用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配 表示を含む。)のない日数を除く。)の当該金融商品取引所(か かる金融商品取引所が複数ある場合には、当該時点において過去 30取引日間の当社普通株式の売買が最も多く約定された金融商 品取引所をいう。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終 値(気配表示を含む。)の平均値とする。また、当社普通株式が 日本国外の証券取引市場に上場された場合、「時価」とは、上記 の方法に相当する方法(当社取締役会が別途定める方法とする。) で算出される平均値とし、かかる平均値が日本円以外で表示され るときには、調整後行使価額を適用する日の株式会社三菱東京U FJ銀行が発表する対顧客電信質相場(TTB)の換算レートで 円換算する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位ま で算出し、小数第2位を切り上げる。 (ii)行使価額調整式で使用する既普通発行株式数は、当社の発行済音 通株式総教から当社が保有する普通株式にかかる自己株式教を控 除した数とする。 (iii) 調整後行使価額は、当該株式の交付の払込期日(払込期間が設け られたときは、当該払込期間の末日)の翌日以降(基準日がある) 場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。 (d) 上記に定める場合以外にも、本新株予約権の割当日以降に、当社を 整理番号 ア205160 下線のあるものは抹消事項

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
	には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるもの とする。
	無償にて取得することができる。なお、本新株子約権の一部を取得する場合
	会社が新株子約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株子約権の全部又は一部を
	うち未行使のものが存在する場合は、当該未行使の本新株予約権の行 使は妨げられない。
	の1を超えることとなる本新株子約権の行使をしてはならない。ただ し、当該暦年間の前年までに本号に従って行使可能な本新株子約権の
	が、本新株子約権者に対して割り当てられる本新株子約権の数の3分
	 (5) 上記(1)の定めにかかわらず、上記(1)(b)に該当する場合を 除き、本新株予約権者は、行使する本新株予約権の1
	予約権を行使することはできない。ただし、当社の取締役会の承認が あった場合は、この限りではない。
	に得た場合を除く。) (4) 上記(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者の相続人は、本新株
	(c) 当社又は当社の子会社の事業と実質的に競業する事業を営む会社、 法人、組合等の役職員に就いた場合(当社の審面による承諾を事前)
	(b) 不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があったと当社の取締 役会が判断した場合
	い。 (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
	れかに該当した場合は、その後本新株手約権を行使することはできな
	は、この限りではない。 (3)上記(1)の定めにかかわらず、本新株子約権者は、次の事由のいず
	った場合において当該地位を失った日の翌日から3年を経過していないとき、又は当社の取締役会の決議により別途行使が認められた場合
	合は、本新株子約権を行使することはできない。ただし、任期満了に よる退任、定年退職その他会社都合によりこれらのいずれの地位も失
	(2)前号の定めにかかわらず、本新株子約権者は、本新株子約権者が、当 社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を失った場
	括してその子会社以外の第三者に譲渡(担保権の実行に伴う譲渡を 含む。)した場合
	場合 (b)株式会社日本政策投資銀行がその保有する当社普通株式の全てを一
	(a) 当社普通株式が日本国内の取引所金融商品市場又は日本国外の証券 取引市場に上場した場合で、かつ、当該上場日から1年が経過した
	(1)本新株子約権は、次のいずれかの場合にのみ行使することができる。
	の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。 新株子約権の行使の条件
	本新株予約権の割当に係る株主総会決議の日後2年を経過した日から本新 株予約権の割当に係る株主総会決議の日後10年を経過する日(同日が当社
	価額の調整を行うものとする。 新株子約権を行使することができる期間
	合、その他行便価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた 場合には、当社は、適当と考える方法により合理的な範囲内で行使
	吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換を行う場

監査等委員会設置 会社に関する事項	監査等委員会設置会社
重要な業務執行の 決定の取締役への 委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監查人設置会社
登記記録に関する 事項	令和3年7月1日東京都品川区大崎一丁目11番2号から本店移転 合和 3年 7月13日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明 した資面である。

> 令和 4年11月16日 宇都宮地方法務局 登記官



整理番号 ア205160 * 下線のあるものは林尚事項

RECORDED: 01/23/2023